

水戸家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

- 1 開催日時 令和3年6月10日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）

有馬直美，大瀧真砂子，大谷恭久，大津辰夫，長田佳世，神谷雄一郎，小林正典，五來雄二，住友隆行，幅昌子，原道子，森田冴子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 中儀昌宏，首席書記官 江寄円，次席家庭裁判所調査官 林英敏，次席家庭裁判所調査官，石川達也，次席書記官 茅根豊，主任書記官 鳥居保雄，事務局長 田中美香，総務課長 立花好教

- 4 議事（本日のテーマ「少年事件における社会資源を活用した教育的措置について」）

- (1) 委員交代の報告（神谷委員，原委員）
- (2) 委員長の互選（原委員長選任）
- (3) 水戸家庭裁判所委員会（第35回）のフィードバック
- (4) 裁判所からの説明

少年事件における社会資源を活用した教育的措置について説明が行われた。

- (5) 質疑応答・意見交換

別紙のとおり

(別紙第1)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(ウェブサイト掲載時：■委員長，○委員，●委員（裁判所所属），△裁判所側の説明者)

■ 少年事件の動向から始まりまして、具体的な措置の内容などを踏まえまして説明させていただきましたけれども、ここからは、先ほどの説明を前提に、より効果的な活動や協力者を得られやすい活動、要するに協力者を増やしたい、そのために裁判所はどういう活動をしたらよいかということについて御意見を是非いただければと思います。

また、補導委託先など社会資源の開拓、どうやって見付けてお願いして協力していただくか。その連携していただけたところは、いったいどうやって探したらよいのだろうということについてアイデアがあれば御紹介いただきたい、というのが本日の家裁委員会のテーマということになります。

そこで、本日のテーマで、まず真っ先に思い浮かぶのが少年友の会ということになると思うのですが、少年友の会がどういうものなのかということ、これまでの家裁委員会でお話いただいたことはありますでしょうか。

○ 私は、今日が3回目なのですが、3回の中ではございません。

■ では、少年友の会というのがどのような会なのかということをお紹介いただいて、今日のテーマとの関係で、御意見や御助言等ありましたらお願いいたします。

○ 少年友の会は、調停委員を主な会員として、全国全ての都道府県にある組織でございます。昭和41年にできたと聞いています。できた当時は、傷害であるとか、万引きであるとかたくさんあったということで、ずいぶ

ん出番があったと聞いておりますが、私が少年友の会に入って10年ちょっとですが、凶悪なといいますか難しい犯罪が増えてきて、昔のような犯罪が減っているということもあって、関与しているのは年に数件と聞いております。社会奉仕活動や付添人活動を含んで、県内全部で数件くらいと聞いております。少年友の会としては、裁判所から依頼を受けて活動するという形になっておりますので、独自に施設を持っていたり、活動をしたりしているわけではないので、少年事件が比較的減ってきたというところで、ある意味良い面もあるのかなと思っておりますが、大変やる気のある方もたくさんおりまして、依頼がない方がよいのか少し難しいところではありますが、何かのときにはお手伝いができるようにという態勢ではおります。

- 補導委託先もそうなのですけれども、その前の段階のことに関して何かあればということなのですが、おっしゃるとおり、少年事件はそもそも少年人口が激減していて、それよりも大きなパーセントで少年事件が減っているのです。ですから、1年間にそう何回もお願いしたいということが発生するわけではないのですけれども、少年が抱える問題というのが、その子の生育環境など、いろいろな観点から多種多様なんですね。多種多様だとすると、そこでケアすべきこともいろいろと出てきます。そうであるならば、いざというときに、こういう教育的指導、影響、関与ができればいいなというものは、確保しておいて、発動することはないかもしれないけれども、あるという状況が望ましい。私は、水戸に来てまだ1週間たっていないのですけれど、メニューが少ないなという印象を持っているのですね。ですから、補導委託先もちょっと少ないんじゃないかなという風に思っております。それをどうしたら拡充できるか。コロナのこともあって、お願いしたけれど、いつまでたっても具体的な依頼がないという可能性もあるのだけれども、それを含めて、手を挙げていただく方をどうやって探

したらよいかということなので、例えばボランティア活動で、駅前を掃除するとか、なにかいろいろあるボランティア活動に、その中に親子で清掃活動に1日でも参加するというようなメニューは今はないので、そういうものを作って用意するためにはどうしたらよいのかという御相談です。

少年友の会としては、そういうことだったら幾つかありうるということなのか、あるいは、補導委託先としてこうやって探すと見付かるんじゃないのかということがあれば教えていただければと思います。

- 活動のメニューにつきましては、裁判所が主導的という意識があるものですから、勝手にいろいろなことを始めてよいものかどうかという躊躇が少年友の会の中にはあったと思います。もう一つの補導委託先の開拓ということですが、県北の方では、裁判所なんて行ったことも見たこともないという方がたくさんいらっしゃるんですね。会員が声をかけて、土木の人とか農業の人とかいろいろとたくさんいると思うのですが、出すぎてやってよいのかとか、ちゃんと説明できるのかとか、こういった躊躇もあって、開拓の話は時々頂くのですが、なかなか積極的に動くというところになっていないのかなという印象を持っております。

- 裁判所の方も、最初にこういう事件が起きて、逮捕されて、勾留されて、観護措置請求がありますと。観護措置をとるというのは、鑑別所に入所させるということになりますけれども、鑑別所というのは、その少年がどうしたら立ち直ることができるかということを科学的に調査することが中心で、調査官も調査する。裁判官のところにそういったものが成果物として上がってくるのは、審判直前のわけです。そのときに、この少年の場合には、例えば親子関係の修復に手を貸した方がいいんじゃないとか、それで試験観察になる場合もあるかもしれません。でも、その話が出たときって、どちらかというと、突然なものですから、極めて短期間にふさわしい補導委託先を猛ダッシュで探さなければならないというのが、あい路に

なっていると私は思っております。ただ、ある程度、少年院に行ってもらい、保護観察にするとかいう前の段階で、ある程度のことをすればそこまですぐにこの子は更生するのではないかというような見極めをなるべく裁判所も早くして、御連絡をして、こういう人を探してほしいとなったときに少年友の会としては、それを受け入れる態勢は作っていただける、あるいは既にあるのでしょうか。

○ 補導委託先の開拓というところについては、今日改めてそういったお話を伺いましたので、持ち帰りまして伝えたいと思います。社会奉仕活動とか親子ワークとか、このような活動につきましては、県内各地に会員がおりまして予算もありますので、いつでも対応できると思います。待っておりますという感じだと思います。

■ 何と言いますか、本当に若干の刺激を与えることによってうまくいくんじゃないかっていうお子さんもいらっしゃるわけですね。そういうお子さんの場合には、たとえ一日二日でも親子で何かをするということで、ターニングポイントになってというときには、御協力いただくということになろうかと思います。

● 確かにメニューがあるというのは、とても大事なことになります。身柄事件だと難しいのですが、在宅事件だと審判の前にそういった活動をしてみたら変わるかもしれないということがあったときに、いろいろなメニューがあれば、ちょっと選べるかなと思います。実は、前に札幌家裁岩見沢支部というところで少年事件を担当していた時に、少年友の会の方が果物の農家をやっていて、そこに二日くらい行ってもらってから審判をしようかということがあって、その時に行ってもらってずいぶん変わったねということを経験しております。そういうことがあると次もやってみようかなという話になるので、メニューとしてある程度幅を広げることになるのかと思います。

■ 裁判官の方も、若い裁判官の場合は、メニューがあれば、この子にはこれをやるといいかもしれないと、調査官と話を進めていけることが可能かと思いますので、是非その点後々によくお話しをさせていただければと思います。

○ 分かりました。

■ 私も実際、切手やベルマークの作業や河川敷を掃除する、それもたった1日くらいのもを経験したことがあるんですが、そのたった1日というのがその子の人生において最初で最後っていうこともあるんですよ。お父様お母様にとっても、いまだかつてない体験ということがあるんです。例えば、いくつか感想が述べられましたけれど、「あの子がこんなことをできるなんて思わなかった。」とか、「人のためになる、誰かのためになるということがこんなに気持ちが良いことだっていうことを初めて知った。」とか、「ありがとうって言われた記憶がない。」とか「今日、ずいぶんありがとうって言われてうれしかった。」とか、そういう子が全てうまくいくほど甘くはないと思いますけれど、そういうきっかけをいくつかでも作ってあげることができれば、家庭裁判所としては、治安が更に良い方向に進むし、その子の人生も暗い方向に進むのではなく明るくなるのではないかという期待も持てますので、是非その点、よろしく願いいたします。

保護司連合会は、保護司さんをどうやって開拓して確保していらっしゃるのという点を、○委員お願いいたします。

○ 保護司については、茨城県は定員が969名で、実際の保護司は何名いるのか、これは充足率というのですが、今月では、898名です。充足率は、92.7%で、この数値は、関東の中ではトップクラスなんです。そういう意味では、茨城県は非常に協力的だというわけですが、茨城県も右肩下がりで下がっているのです。そのため、保護司会も、充足率100%

にはならなくても右肩下がりには止めたいと考えて実行しているわけです。何をやっているかという、主なことは、県庁や市役所などに行って、保護司になってくれる方のPRをしたいので、是非そういうような機会を作っていただきたいと思います。あと、考えていることは、若い保護司が欲しいということです。昔は60歳で辞めるとすぐに年金が出て、それなりに生活できる方が多かったのですが、今は65歳になってしまいました。そういう経済的なこともあって、保護司は76歳までですから、若い保護司を確保することが非常に難しくなっています。ICT化を進めたい、今の若い方は、対面で話すことが苦手なのではないかと。ICT化を進めれば、若い人が保護司になってくれる一つの要素になるのではないかと。そういうようなことが最近出されてきて、保護司会も努力をしたいと考えております。

■ 保護司と保護観察を受けている方の報告を、直接会って話すのではなくてインターネットを通じて報告にしてもよいことにした方が、保護司さんとしてもやりやすいということですか。

○ その話は少し違います。飽くまで処遇ということで保護司が対象をもって指導をする。これは飽くまで対面で行います。その後の保護観察所に対する報告書をICT化に乗ってやろうと。そのほかにも、保護司同士の打合せであるとか、初任者研修であるとか、各種の研修などをできる範囲内でICT化を進めていきたいということです。

■ 最初におっしゃられたのは、市役所とか役所の方に足を運んでお願いしているという趣旨ですよね。そうすると、補導委託先も開拓したいので、家庭裁判所も役所の方へ足を運べば紹介してくれるかもしれないという理解でよろしいのでしょうか。

○ その理解は少し置いておいて、保護司というのが、なっているのが、警察関係、役所の公務員や教師などの方々が多いので、役所に行けば市長さ

ん等から推薦してもらえるとという意味です。

■ ○委員の老人ホームでボランティア活動をさせていただくというのは可能でしょうか。

○ 老人ホームでボランティアというのは、難しいと思います。老人ホームというのは、けっこう高度なことをしておりまして、安全面もあるので、お祭り等の時にボランティアで来てくださるのは大丈夫ですが、日常では難しいと思います。私は、保護司もしておりまして、保護司の観点からすると、最近の若者はタトゥーを入れている子が多く、最近持った二人の少年は、どちらもタトゥーが入っていて、一人は般若の面のタトゥーが入っておりまして、なかなかそのような子を老人ホームの中に入れるのは難しいです。

■ メニューの一つとして存在するとよいなということで、お伺いしていますし、コロナが終わってからでなければなかなか難しいだろうとは思っておりますけれど、おっしゃっていることからすると、たまたまのイベントに日程的に合えばよいけれども、常時こちらの都合でお願いすることは難しいということですね。

○ 造園や土木とか農家とかの方が、本人のやりがいとかにつながるのかなと思います。

■ 在宅の社会資源をと言っている子供さんというのは、少年院に行くほどでもないし、保護観察に付するほどでもないけれども、何かちょっときっかけがあれば立ち直れるんじゃないかっていうお子さんなんです。犯罪を犯してしまったと言っても、それほど強くはない。

● 昔だどつるんでいましたが、在宅送致とかの軽微な事件のお子さんとか、最近なかなか社交性がないような形での、孤独な子供が何かやってしまうことが軽犯罪だと多いのかなと思います。そういった子供にとっては、ちょっとしたきっかけとか、活動に参加するだけでも意味があると思います。

■ 「ありがとう。」と言ってもらって、自分がここにいることに意味があると自信を持つとか、ターニングポイントになるといいなというお子さんのときに、裁判所の中だけではなく、本当に社会においてそういうことがあったという経験をさせてあげたいなというときに、社会的資源を利用したいというのが現状です。

○ そういう意味でも、たまたまあったイベントのときならいいと思いますけれど、日常はなかなか難しい。例えば、現場でおしぼりを丸める作業を一日してもらうとかであれば可能かなと。先ほどのお話したと、保護観察に至っていない方であれば、おしぼりを絞る作業をやってもらうことは、やぶさかではありません。

■ そういうことであったとしても、人の役に立って、「ありがとう。」と言われ、社会の中で自分の存在する場所があるんだって思うことができ、自信が付いたってことであれば、成功体験ということになりますよね。

○ そういう意味では、我々の現場もやぶさかではありません。

■ ありがとうございます。

つながりが濃いのではないかとこのところ、御発言をお願いしたのですけれど、他の人たちから御意見とか御感想とか、お伺いしたいなと思うのですが。

○ コロナ前は、少年友の会の担当もしておりました。土浦は保護者会、老人施設への体験等を1年に何回か、10件以上あったと思いますが、させていただいていました。確かに日常的なものに関わるのはすごく大変だと思いますけれども、土浦ではデイサービスに参加させていただきました。丸一日なのですが、けっこう子供たちが、自発的に職員からの指示ではなく、お手伝いやゲームをしていました。その様子をうかがっていると、人の役に立っているという喜びを感じられており、またお昼休みには、少年友の会の会員との会話の中で、自分の中にあるものを語り出したりする

など、とても有意義な、良い経験になったのかなと思います。

- 発達障害の方なども結構いらっしゃるのだと思いますが、そういう方々が医療とつながっているのかどうかということを知りたいです。また、大麻など、再犯率が高いと思いますが、そういう方々が依存症のダルク等の施設等とつながっているのか、つまり、こういう方々は支援される人だと思うので、教育的な配慮はもちろん大切ですが、医療的支援とかできているのかお聞きしたいと思います。
- 今の問題は大きな問題だと思うのですが、保護観察等になったときには、その中で薬物に関するプログラムが用意されていると聞いております。少年院とか施設に行った場合もそのようなプログラムが用意されておりますし、例えば、発達障害の子などは医療の関係の少年院にプログラムがあると聞いておりますので、そういう問題に対しての、保護処分における対処ということは、メニューとして用意はされていると思います。もちろん、先ほどの調査官が説明した教育的措置の中でも、大麻の問題性とかを指導したりして、保護処分に至らずに終わる方もいる。かなりこの点については、ある程度の措置はできる態勢になっているとは思いますが、もちろん重度の場合には、医療少年院などに支援をつなげる措置はとられていると思います。
- 発達障害の方とか、外国籍の方とか、学習の支援が必要だったりとか、コミュニケーション能力に難がある方とか、そういう方々も結構いらっしゃるのかなと思うのですが、そうすると、茨城県のセーフティーネット作り、つまり法に触れるということだけではなくて、生きづらさを抱えている方々に対する団体は各種あります。たまたま数日前に常総で外国籍の方を支援している団体や、県内の引きこもりや経済的悩みをもっている方、若者の自立支援とかを行っているNPOのリストがあるのですが、こういうところに相談すると、悩み事は同じような感じだと思うので、こういう

団体がいろいろと紹介してくれるのではないかなと思います。あと、若者の孤立孤独に関しては、政府の方もいろいろと働き掛けているみたいで、内閣府に若者の孤立孤独に対する対策本部のようなものがあると聞いておりますので、そういうところに聞くと、情報が得られると思います。先日、セーフティネットNPOに何を困っているのか聞き取りをするという会議に参加したのですが、発達障害まではいかないのだけれど、孤独や自立支援ができない人に対するセーフティネットをやりたいが人材やお金、場所に困っているという話をしているところには、熱意のある団体がたくさん来ておりましたので、そういうところと相談されると県内でいろいろ活動しているところがリストアップされるのではないかなと思います。発達障害は、対応が難しいので、支援をする側も、自分たちの普通と彼らの普通が違うことを理解して受け入れないと、そこに齟齬^{そご}が生じてしまうので、発達障害のような人を受け入れる人たちに対するサポートをしてあげないと、よかれと思ったことがうまくいかないことが出てしまうのかなと思います。

茨城県内で産婦人科医になって、何十年なんですけど、家庭の背景がだいぶ様々になっています。昔のように、両親そろって、子供が二人いて、経済的基盤がしっかりしている家はだんだん少なくなっていて、家庭の保護者の方も支援されなくてはならない方が増えてきていて、保護者の方も支援してあげないと、家庭に戻すことが、その子にとって家庭そのものが居心地の悪いところで、家庭から逃げるために家出をしたりとか、ネグレクトや虐待を受けているということもあったりするので、家庭に求めるよりは、家庭だけではなく地域に求めるということも必要なのかなと思います。

- ありがとうございます。調査官が、調査をしている中で、メニューの中の一つにそういったものが入っていくのではないかなと思います。少し補足

させていただきますと、非常勤ではありますが、裁判所には医師と看護師がおりまして、精神的な面で少年事件について相談していただく、働き掛けをしていただくということもございまして、私の経験では、少年審判の席で、「もう二度とそういったことはしない。」と約束してくれる少年に、どうしてそう思うようになったのかと聞いたら、彼は看護師を先生と呼んでいたのですが、「先生に、どれだけ体に悪いかを教えてもらったから僕はもうしません。」という、こういう形で、看護師として説明してほしいと依頼して説明してもらったメニューは家裁に全国的にございます。

○委員は、なにかございますか。

○ 私自身は、少年事件を経験していないので、別の弁護士の話になるのですが、体験型の教育的措置を行った場合に、それ自体は1日とか3日とかで、それに効果がないとは思わないのですが、そのあと継続的にそことつなげるということができればより効果があるだろうと思います。行っている時にはいい子になっているのだが、元の環境に戻されたときにまた元に戻ってしまうことが多いのではないかと懸念していて、委託先とその後も交流ができる関係であるとか、継続的な関係ができれば望ましいのではないかとっていた弁護士がおりました。

■ ありがとうございます。住み込みでまでさせてくださるところは県内には一つしかないということがありまして、そういうところがその先も関わりを持っていただければ、少年にとってとても良いことだろうと思います。そういうところをどうやって探すかというところですよ。

○委員はいかがですか。

○ 検察官の業務として、警察から送致を受けた事件を捜査して、家庭裁判所に送致をするというのが、少年事件ではメインでして、その後の処遇というところは、余り今まで検察庁としては関与していなかったものですから、余り意見は言えないのかなと思ってはおります。ただ、最近検察庁で

も社会復帰支援に力を入れておりまして、成人にはなってしまうのですが、起訴した被疑者を、例えば市役所の福祉担当部署につないで福祉的支援を行うとか、保護観察所につないで更生緊急保護の措置を受けてもらったりとか、そういった社会復帰支援についても若干の取組を検察庁でも行っている状況でございます。そういった中で、話を聞いておりますと、担当者同士の顔が見えるということが大事なのかなと思っておりまして、つまり、いきなり知らない機関から頼まれてもなかなかできないけれど、ふだんから担当者同士で顔が見える関係が構築できると、お願いもしやすくなるのかなと思います。すぐに効果が出るものではないのですが、地道に家庭裁判所の担当をなじみにしていって、平素からの関係構築に力を入れていくということが大事なのかなと思いました。

■ ありがとうございます。関係機関として顔が見える関係というところで思いつきましたのですが、○委員はいかがですか。

○ 児童福祉協議会には、児童養護施設や乳児院とか、児童福祉施設とかいろいろありますが、入所型の施設で、事件の流れでいうと、保護処分になった後にそういった子たちが生活する場になる可能性があるのですけれど、傾向としては、非行がある子たちというのは、なかなか受け入れ難くて、なぜかという、集団生活なので、同世代の子供たちがいっぱいいるんです。得てして、虐待とか経済的困窮とかで入所している他の子供たちは、非常に影響を受けやすい子たちが多いんですね。よくある話、非行傾向がある子が一人入ってきたら3人、5人が影響をもろに受けてグループ全部がダメになる話はよくあるのです。ですので、ある程度準備をきちんとして、こういう子をこのくらいの期間受け入れるというようなことは可能ですが、いつでもオーケーかと言われるとどうかというつらさがあります。ただ、教育的措置の段階で、何か受皿になるのかといわれると、今話した影響力がある子が来てしまうと、本業としては非常に厳しいですけれ

ど、高機能と多機能とかいろいろな展開をしている社会福祉法人として考えれば、こういう子の居場所作りみたいなところを手掛けていく法人施設もゼロではないと思います。全ての施設にこういう機能が付け加えられるかという点と厳しいと思いますが、照会をしていけば、一、二か所居場所作りになりますよという施設があるとは思いますが、ただ、今の実情として、現実的には余りないかなと思います。

■ ありがとうございます。○委員は、少年事件を担当されたことがあると聞きましたが、いかがですか。

○ 私は、弁護士14年目なのですが、年に一、二件くらいの少年事件を担当しています。前は余り経験なかったのですが、最近、試験観察になることがあるなというふうな感じはしています。ただ、私の方で補導委託先を考えるようなことはなくて、裁判所の方で調査官がここに行かせますねという形でなので、こちらで手持ちで何かあるわけではないです。先ほど、NPO法人の話とか出てきましたけれど、親御さんで支援が必要な家庭もあると思うので、付添人が親御さんと話をして、そういったところとうまくつなげていけたらよいのかなと思いました。裁判所に対して何かということはないですが、付添人の方でそういうのを持っていたらいいのかなと思います。

■ ありがとうございます。付添人が補導委託先まで探してきたというのは、本当にレアケースで、ないわけではないので、期待するところではあります。あと、○委員お願いします。

○ 本日のテーマでお話を伺って、私が一番遠い世界にいることになるのかなと感じました。少年事件に関していうと、何度かキーワードとして出てきましたが、「オレオレ詐欺」であったりとか高齢者を狙ったキャッシュカードの搾取による犯罪というのは、まだ高止まりしています。我々ができることとしては、不正のトライアングルである「動機・機会・正当化」

のうちの機会をどうやってなくしていくか、犯罪を起こせる機会、環境をいかになくしていくかということで、今年の３月から高齢者のキャッシュカードを使ったＡＴＭの支払限度額を大幅に下げました。そうしたら、カード搾取の犯罪も大幅に減りました。犯罪側のリスクに見合う成果物がないうというふうに犯人が認識するような機会をどんどん増やしていったら、そもそも犯罪に手を染めることがないようにと、我々の方としては考えました。テーマとは少し外れてしまいましたが、以上になります。

■ ありがとうございます。時間が迫ってまいりましたので、以上で終了させていただきます。

本日は、少年事件における社会資源を活用した教育的措置というテーマで貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございます。本日いただきました御意見、御紹介を踏まえまして裁判所としてまとめて、更なる改善に取り組みたいと考えております。本当に今日はありがとうございました。

以 上